

東与賀まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 この会は、東与賀まちづくり協議会（以下「本会」という。）という。

2 本会の事務局は、東与賀農村環境改善センター内東与賀公民館（佐賀市東与賀町大字田中425番地）内に置く。

(目的)

第2条 本会は、「自然豊かであふれる笑顔と思いやりのまち 東与賀」を目標に掲げ、「東与賀校区の住民相互の交流と親睦を図り、豊かで住みよい地域づくりに取り組むことを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、夢プランに基づき、次の事業を行う。

- (1) 四季が見える自然の宝を守るまちづくり
- (2) 安全・安心で元気に楽しく暮らすまちづくり
- (3) 子どもの明るい声が響くまちづくり
- (4) 元気・笑顔あふれるまちづくり
- (5) 結（つながり）・ふれあいがあるまちづくり
- (6) 人が集まり交流がさかんで活気あふれるまちづくり
- (7) その他目的達成のために必要な事業

(構成)

第4条 本会は、校区内の各種団体及び東与賀まちづくり協議会の目的に賛同する者をもって構成する。

2 構成団体及び構成員数は別に定める。

(会議)

第5条 本会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 専門部会
- (3) 役員会

(総会)

第6条 総会は、最高の決議機関で、年1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は構成員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

- 2 総会は、構成員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。
- 3 総会に出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。この場合において、受任者の特定ができないときは、会長に委任したものとみなす。
- 4 総会は次の事項を評議決定する。

- (1) 本会の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 本会の事業報告及び決算を承認すること。

- (3) 本会の役員を選任すること。
- (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

(専門部会)

第7条 本会に、次の専門部会を設置する。

- (1) 自然・環境部会
- (2) 安全・安心部会
- (3) 子どもの育成部会
- (4) 健康・福祉部会
- (5) 人のつながり部会
- (6) 地域の活性化部会

2 専門部会を円滑に進行させるため、各部会に部会長及び副部会長を置く。

(役員会)

第8条 役員会は、協議会の企画運営・啓発及び専門部会の提案事項等について審議する。

(役員)

第9条 本会の役員は次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 部会長 6名
- (6) 副部会長 6名
- (7) 監事 2名

2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第10条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。また、会議を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 事務局長は、本会の運営に伴う事務全般を統括する。
- (4) 会計は、本会の運営に伴う経理を担当する。
- (5) 部会長は、担当部会の運営にあたる。
- (6) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (7) 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(会議の招集)

第11条 専門部会及び役員会は、会議の長が必要と認めるときに開催する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合、会議の長は速やかに会議を招集しなければならない。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第14条 本会は、会の収入、支出を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 構成員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査と報告)

第15条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項等に関しては、役員会で定める。

附則

この規約は、平成25年6月30日から施行する。

この規約は、平成26年5月25日から施行する。

この規約は、平成27年5月24日から施行する。

この規約は、平成28年5月22日から施行する。

この規約は、令和2年5月24日から施行する。

